(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道上川郡上川町字層雲峡国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二二五林班い小班地内	前	二七・一〇～三五・三六メートル	〇・〇五八キロメートル
	後	二七・一六～三六・五六メートル	〇・〇五八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二十九号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道古宇郡泊村大字茅沼村一一七番三から同村大字茅沼村一六番三まで	前	二三・二〇～四六・九〇メートル	〇・一八七キロメートル
	後	一二・二〇～四〇・四〇メートル	〇・一八七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道枝幸郡浜頓別町字ショナイ五四六四番七から同町字ブタウス四一九四番地先まで	前	二〇〇・〇〇～二五・〇〇メートル	〇・六七一キロメートル
北海道枝幸郡浜頓別町字ブタウス一九番一四から同町字ブタウス三三五番一地先まで	後	二〇〇・〇〇～二八・〇〇メートル	〇・六七一キロメートル
	前	二〇〇・〇〇～二六・〇八メートル	〇・一一七キロメートル
	後	二〇〇・〇〇～二九・五〇メートル	〇・一一七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局稚内開発建設部

○北海道開発局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野一〇七八番六地先から同町字滝ノ上原野四五七三番一まで	前	一〇・二〇～二〇・一二メートル	〇・〇四九キロメートル
	後	八・七〇～二〇・一二メートル	〇・〇四九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道岩内郡共和町国富二一七九番から同町国富三九番三まで	前	一六・四七～三三・〇〇メートル	〇・〇五五一キロメートル
	後	二〇・八五～四九・七〇メートル	〇・〇五五一キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

○北海道開発局告示第百十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百五十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
千歳市支笏湖温泉支笏国有林石狩森林計画区石狩森林管理署六一七五林班ル小班から同市支笏湖温泉支笏国有林石狩森林計画区石狩森林管理署六一八〇林班い小班まで	前	一七・五六～二七・八〇メートル	〇・四五五キロメートル
	後	一一・一九～二六・〇四メートル	〇・四五五キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　本田　幸一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十二号	北海道天塩郡遠別町字歌越三二番五地内	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
二百七十三号	北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野一〇七八番六地先から同町字滝ノ上原野四五七三番一地先まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部
三百九十三号	北海道余市郡赤井川村字都一八五番一地内	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　平成二十八年三月十六日

官庁報告

官庁事項

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年二月二十六日に、利根川水系鬼怒川河川整備計画【大臣管理区間】を策定したので、同条第六項の規定に基づき、策定した旨を公表する。

平成二十八年三月十六日

関東地方整備局長　石川　雄一